資料編

目次

資料1	人口・交通量等	1
資料 2	関係機関の連絡先(所在地等)	5
資料3	地形等	18
資料4	気象概要	20
資料5	土地利用,道路,建物の概要	23
資料6	関係機関との協定一覧	27
資料 7	備蓄物資の品目一覧	31
資料8	関係報道機関一覧	33
資料9	国分寺市国民保護協議会条例	34
資料 10	国分寺市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例.	36
資料 11	動物の保護等に関する通知	38
資料 12	救援の程度及び方法の基準	40
資料 13	安否情報様式	43
資料 14	路線図	48
資料 15	国分寺市防災まちづくり推進地区	49

資料1 人口·交通量等

1 人口

人口は、平成29年1月1日現在、住民基本台帳登録人口118,746人、外国人 登録人口 1,910 人で合計 120,656 人であり、市東部には J R 国分寺駅、西国分 寺駅があり古くから市街化が進み、駅周辺地域は他に比べて若干人口密度が高 いが、市全域に人口は分布している。

人口の推移は、住民基本台帳によると昭和43年以来増加しており、近年は中 高層建築物の建築、農地等の宅地開発などで微増傾向にある。しかしながら、 増加率は低下しており、将来的には減少傾向になることが推測される。また、 平成7年以降は幼年人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)の比率が 減少し、老年人口(65歳以上)の比率が増加傾向にある。

◎住民基本台帳による年齢別人口の推移 (各年1月1日現在)表1-1

	工区を大口域による一面が17人口・21年19			J 1 = / 3	I H 2011-7	77 1	
年 次	人口総	幼年(0~	~14 歳)	生産年齢	â (15∼	老年(65 %	歳以上)
	数			64歳)			
		人口	構成比	人口	構 成	人口	構成比
			(%)		比		(%)
					(%)		
平成7年	102, 758	13, 769	13. 4	77, 151	75. 1	11,838	11.5
11 8 11	103, 267	13, 615	13. 2	77, 095	74. 7	12, 557	12.2
11 9 11	103, 736	13, 450	13.0	77, 044	74. 3	13, 242	12.8
" 10 "	104, 256	13, 257	12. 7	76, 983	73.8	14, 016	13.4
" 11 "	104, 426	12, 980	12.4	76, 719	73. 5	14, 727	14. 1
" 12 "	105, 381	12, 865	12. 2	77, 133	73. 2	15, 383	14.6
" 13 "	108, 124	13, 267	12. 3	78, 631	72. 7	16, 226	15.0
" 14 "	109, 874	13, 506	12.3	79, 302	72. 2	17, 066	15.5
" 15 "	111, 121	13, 668	12. 3	79, 523	71.6	17, 930	16. 1
" 16 "	111, 408	13, 764	12.4	79, 194	71. 1	18, 450	16.6
" 17 "	112, 321	13, 842	12.3	79, 429	70. 7	19,050	17.0
" 18 <i>"</i>	113, 894	14, 243	12.5	79, 956	70. 2	19, 695	17.3
" 19 <i>"</i>	114, 270	14, 206	12. 4	79, 639	69. 7	20, 425	17.9
<i>11</i> 20 <i>11</i>	114, 906	14, 240	12. 4	79, 668	69. 3	20, 998	18.3
" 21 "	115, 863	14, 337	12. 4	79, 833	68. 9	21,693	18.7

II 22 II	116, 317	14, 357	12. 3	79, 730	68. 5	22, 230	19. 1
II 23 II	115, 704	14, 174	12.3	79, 065	68. 3	22, 465	19.4
II 24 II	115, 354	14, 089	12. 2	78, 439	68.0	22, 826	19.8
<i>11</i> 25 <i>11</i>	118, 035	14, 386	12. 2	79, 763	67.6	23, 886	20.2
<i>11</i> 26 <i>11</i>	118, 697	14, 541	12. 3	79, 521	66. 9	24, 635	20.8
II 27 II	119, 379	14, 491	12. 1	79, 431	66.6	25, 457	21.3
II 28 II	119, 940	14, 587	12. 2	79, 405	66. 2	22, 230	21.6

出典:平成27年度国分寺市統計

図1-1 国分寺市の人口と世帯数の推移(資料:国勢調査)

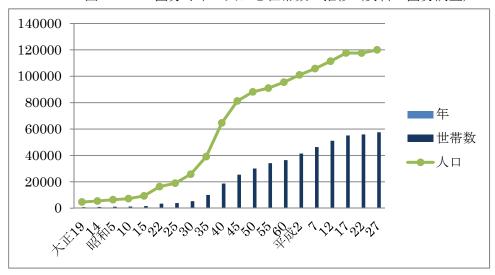
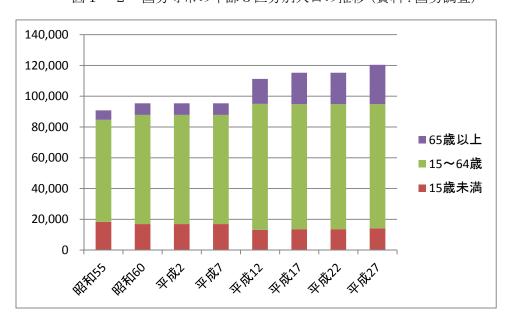


図1-2 国分寺市の年齢3区分別人口の推移(資料:国勢調査)



2 交通量

◎幹線道路(都道)の交通量

平成26年度の市内幹線道路(都道)の交通量は、次のとおりである。

表1-2

					_
路線名	観測地点	自動車類	歩 行	自転	二輪
		交通量	者	車類	車類
所沢府中線·	東恋ヶ窪5-16, 恋	16, 869			
府中街道	ヶ窪交差点	(2, 237)	1, 118	1,652	505
小川山府中線・国	東元町2-13, 東元	11,640			
分寺街道	町3丁目交差点	(1, 414)	1, 354	1,019	449
恋ヶ窪新田三鷹	本多2-16, 本多2	11, 134			
線・連雀通り	丁目交差点	(993)	1, 426	1,646	385
立川国分寺線・多	南町3-3,南町3丁	10, 147			
喜窪通り	目交差点	(794)	2, 557	749	454
国立停車場恋ヶ	戸倉1-8,国分寺九	6, 578			
窪線・市役所通り	小入口交差点	(447)	1,037	749	454

出典:平成27年度国分寺市統計

()は大型車

3 乗降者数

◎市内のJR, 私鉄各駅の乗降者数

平成21年度から平成25年度までの乗降者数は、下表のとおりである。

表 1 - 3

(資料:東京都統計年鑑)

IR中央線

区分 国分寺駅 (乗車人員) 西国分寺駅 (乗車人員) 年度 総 数 1日平均 総 数 1日平均 平成 21 年度 38,805 千人 106 千人 9,663 千人 26 千人 11 22 II 38,648 千人 106 千人 9,844 千人 27 千人 11 23 II 38,332 千人 105 千人 9,810千人 27 千人 107 千人 27 千人 11 24 II 38,881 千人 10,032 千人 11 25 II 39,719 千人 109 千人 10,364 千人 28 千人

出典:平成27年度国分寺市統計

西武国分寺線

(資料:東京都統計年鑑)

区分	国 分 寺 駅	尺	恋ヶ窪	駅
年度	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員
平成 21 年度	13,888 千人	13,930 千人	2,038 千人	2,018 千人
<i>II</i> 22 <i>II</i>	13,951 千人	14, 147 千人	2,026 千人	1,992 千人
<i>II</i> 23 <i>II</i>	13,741 千人	13,850 千人	1,992 千人	2,006 千人
" 24 "	13,933 千人	14,062 千人	2,048 千人	2,044 千人
<i>11</i> 25 <i>11</i>	14, 180 千人	14,331 千人	2,128 千人	2,102千人

出典:平成27年度国分寺市統計

西武多摩湖線 (資料:東京都統計年鑑)

区分	国 分 寺 駅	
年度	乗車人員	降車人員
平成 21 年度	7,053 千人	7, 105 千人
<i>11</i> 22 <i>11</i>	6,814千人	6,982 千人
<i>1</i> 1 23 <i>1</i> 1	6,668 千人	6,754千人
<i>11</i> 24 <i>11</i>	6,842 千人	6,984千人
" 25 "	7,098 千人	7,268 千人

出典:平成27年度国分寺市統計

資料2 関係機関の連絡先 (所在地等)

≪指定行政機関≫

表 2-1

名 称	担 当 部 署	連絡先(所在地等)
消防庁	国民保護運用室	千代田区霞ヶ関2-1-2
(総務省)		Tel03-5253-7551

≪指定地方行政機関≫

表 2-2

名称	担当部署	連絡先 (所在地等)
関東農政局	東京都拠点	江東区東雲1-9-5
(農林水産省)		Tel03-5144-5255
北関東防衛局		さいたま市中央区新都心
(防衛省)		2 - 1
		Tel 048-600-1804
関東総合通信局		千代田区九段南1-2-1
(総務省)		Tel 03-6238-1600
関東財務局	立川出張所	立川市緑町4-2
(財務省)		Tel 042-524-2195
東京税関	立川出張所	立川市緑町4-2
(財務省)		Tel 042-522-6004
関東信越厚生局		さいたま市中央区新都心
(厚生労働省)		1-1
東京労働局	立川公共職業安定所	立川市緑町4-2
(厚生労働省)		Tel 042-525-8609
関東森林管理局	東京事務所	江東区東陽6-1-42
(林野庁)		Tel 03-3699-2512
関東経済産業局		さいたま市中央区新都心
(経済産業省)		1-1
関東東北産業保安監		さいたま市中央区新都心
督部 (経済産業省)		1-1
関東地方整備局		さいたま市中央区新都心
(国土交通省)		2 - 1
		Tel 048-601-3151
関東運輸局	東京運輸支局	品川区東大井1-12-17
(国土交通省)		Tel 03-3458-9231

東京航空局	千代田区九段南1-1-15
(国土交通省)	Tel 03-5275-9292
東京航空交通管制	所沢市並木1-12
部(国土交通省)	Tel 04-2992-1181
東京管区気象台	千代田区大手町1-3-4
(気象庁)	Tel 03-3212-8341
第三管区海上保安	横浜市中区北仲通5-57
本部 (海上保安庁)	Tel 045-211-1118

≪自衛隊≫

表 2-3

名称	担 当 部 署	連絡先 (所在地等)
陸上自衛隊	第1後方支援連隊	練馬区北町4-1-1
	補給隊	Tel 03 — 3933 — 1161
海上自衛隊	横須賀地方隊	横須賀市西逸見町1-無番
		地
		Tel 046-822-3500
航空自衛隊	航空総隊	府中市浅間町1-5-5
		Tel 042-362-2971

《東京都関係部局(警察,消防を含む)》

表 2 - 4

担 当 部 署	連絡先 (所在地等)
	立川市泉町 1156-1
	Tel 042 — 522 — 0119
警防課	国分寺市本多1-7-15
	Tel 042 — 323 — 0119
警備課	小金井市貫井南町3-21-
	3
	Tel 042 — 381 — 0110
北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町2-15-19
	Tel 042 — 540 — 9501
西部公園緑地事務所	武蔵野市御殿山1-17-59
	Tel 0422-47-0111
多摩立川保健所	立川市羽衣町2-63
	Tel 042 — 524 — 5171
	警防課 警備課 北多摩北部建設事務所 西部公園緑地事務所

東京都都市整備局	多摩建築指導事務所	立川市錦町4-6-3
		Tel 042-548-2025
東京都水道局	多摩水道改革推進本部	立川市緑町6-7
		Tel 042-548-5400
東京都下水道局	流域下水道本部	立川市錦町1-7-26
		Tel 042-527-4827
東京都総務局	総合防災部	新宿区西新宿2-8-1
		Tel 03-5388-2453
東京都環境局	多摩環境事務所	立川市錦町4-6-3
		Tel 042-523-0237
東京都住宅供給公	立川支社	立川市曙町 2 -34-7
社		Tel 042-525-3050

≪指定公共機関及び指定地方公共機関≫

表 2-5

5 11	[H 7]	>++ /.++ / . / ->- /- . / hets \
名称	担当部署	連絡先(所在地等)
独立行政法人	災害医療センター	立川市緑町 3256
国立病院機構		Tel 042-526-5511
国立研究開発法人		小金井市貫井北町4-2-
情報通信研究機構		1
		Tel 042-327-7429
国立研究開発法人		つくば市立原1番地
建築研究所		Tel 029-864-2151
消防庁		調布市深大寺東町4-35-
消防大学校		3
消防研究センター		Tel 042-244-8331
国立研究開発法人		つくば市南原1-6
土木研究所		Tel 029-879-6700
国立研究開発法人		つくば市観音台3-1-1
農業・食品産業技術		Tel 029-838-8998
総合研究機構		
国立研究開発法人		千葉市稲毛区穴川4-9-
量子科学研究開発		1
機構		Tel043-251-2111

放射線医学総合研		
独立行政法人		さいたま市中央区新都心
水資源機構		11-2
		Tel 048-600-6500
日本赤十字社東京		新宿区大久保1-2-15
	(11/2/11/	Tel 03-5273-6741
日本郵便(株) 国分		国分寺市日吉町4-1-10
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Tel 042-321-0001
東日本旅客鉄(株) JR	国分寺駅	国分寺市本町2-1-23
		Tel 042 — 324 — 8498
西武鉄道 (株) 多摩	型 脚線管理所	東村山市萩山町2-1-1
		Tel 042 — 391 — 0453
東京電力パワーグ 立川	 支社	立川市緑町6-6
リット (株)		Tel 042 — 547 — 4218
東京ガス(株) 多摩	室 支店	立川市曙町3-6-13
		Tel 042 — 526 — 6125
電源開発 (株)		中央区銀座6-15-1
		Tel 03-3546-2211
(株) NTT東日本 東京	武蔵野支店	府中市八幡町1-1
		Tel 042 — 310 — 9660
国分寺市医師会 事務	5局	国分寺市泉町2-3-8
		Tel 042 — 322 — 4338
国分寺市歯科医師 事務	5局	国分寺市南町 3 -26-33
会		Tel 042 — 324 — 5434
京王電鉄バス(株)		府中市晴見町2-22
		Tel 042 — 352 — 3724
西武バス (株)		所沢市久米 546-1
		Tel 0429 — 95 — 8111
佐川急便 (株) 西関]東支店三多摩営業所	昭島市拝島町4-8-1
		Tel 042 — 546 — 1121
西濃運輸(株) 八田	子支店	八王子市石川町 2968-9
		Tel 03-5857-7592
日本通運(株) 多摩	愛 支店	立川市曙町1-10-24
		Tel 042 — 523-0212

福山通運 (株)	八王子支店	八王子市石川町 2970-5
		Tel 042 — 646 — 4151
ヤマト運輸(株)	東京支社	昭島市拝島町4-10-5
	西東京主管支店	Tel 0570-200-733
日本銀行	中央区日本橋本石町2-	
		-1
		Tel 03-3279-1111

《市区町村》 表 2-6

名称	担 当 部 署	連絡先 (所在地等)
八王子市	生活安全部	八王子市元本郷町3-24-
	防災課	1
		Tel 042-626-3111
立川市	市民生活部	立川市泉町 1156-9
	防災課	Tel 042-523-2111
武蔵野市	防災安全部	武蔵野市緑町2-2-28
	防災課	Tel 0422-51-5131
三鷹市	総務部	三鷹市野崎1-1-1
	防災課	Tel 0422-45-1151
青梅市	生活安全部	青梅市東青梅1-11-1
	防災課	Tel 0428-22-1111
府中市	行政管理部	府中市寿町1-5
	防災危機管理課	Tel 042-335-4283
昭島市	総務部	昭島市田中町1-17-1
	防災課	Tel 042-544-5111
調布市	総務部	調布市小島町2-35-1
	総合防災安全課	Tel 042-481-7111
町田市	市民部	町田市森野 2-2-22
	防災安全課	Tel 042-722-3111
小金井市	総務部	小金井市本町6-6-3
	防災交通課	Tel 042-383-1111
小平市	総務部	小平市小川町2-1333
	防災危機管理課	Tel 042-341-1211
日野市	総務部	日野市神明1-12-1
	防災安全課	Tel 042-585-1111
東村山市	環境安全部	東村山市本町1-2-3
	防災安全課	Tel 042-393-5111

国立市	行政管理部	国立市富士見台2-47-1
	防災安全課	Tel 042-576-2111
福生市	総務部	福生市本町5
	安全安心まちづくり課	Tel 042-551-1511
狛江市	総務部	狛江市和泉本町1-1-5
	安心安全課	Tel 03-3430-1111
東大和市	総務部	東大和市中央3-930
	防災安全課	Tel 042-563-2111
清瀬市	総務部	清瀬市中里 5 -842
	防災防犯課	Tel 042-492-5111
東久留米市	環境安全部	東久留米市本町3-3-1
	防災防犯課	Tel042-470-7777
武蔵村山市	総務部	武蔵村山市本町1-1-1
	防災安全課	Tel 042-565-1111
多摩市	総務部	多摩市関戸 6-12-1
	防災安全課	Tel042-375-8111
稲城市	消防本部防災課	稲城市東長沼 2111
		Tel042-377-7119
羽村市	市民生活部	羽村市緑ヶ丘5-2-1
	危機管理課	Tel042-555-1111
あきる野市	総務部	あきる野市二宮 350
	地域防災課	Tel042-558-1111
西東京市	危機管理室	西東京市中町1-5-1
		Tel 042-438-4010
千代田区	政策経営部	千代田区九段南1-2-1
	災害対策・危機管理課	Tel 03-3264-2111
中央区	総務部	中央区築地1-1-1
	危機管理課	Tel 03-3546-5087
港区	防災危機管理室	港区芝公園 1-5-25
	防災課	Tel 03-3578-2515
新宿区	総務部	新宿区歌舞伎町1-4-1
	危機管理課	Tel 03-3209-9999
文京区	危機管理室	文京区春日 1 -16-21
	危機管理課	Tel 03-5803-1280
台東区	危機管理室	台東区東上野4-5-6
	危機管理室	Tel03-5246-1111

墨田区	危機管理担当	墨田区吾妻橋 1 -23-20
	安全支援課	Tel 03-5608-6199
江東区	総務部	江東区東陽4-11-28
	危機管理課	Tel 03-3647-9382
品川区	防災まちづくり事業部	品川区広町2-1-36
	防災課	Tel 03-5742-6697
目黒区	総務部	目黒区上目黒2-19-15
	生活安全課	Tel 03-5722-9164
大田区	危機管理室	大田区蒲田 5 -13-14
	防災危機管理課	Tel 03-5744-1633
世田谷区	危機管理室	世田谷区世田谷4-21-27
	災害対策課	Tel 03-5432-2262
渋谷区	危機管理対策部	渋谷区渋谷1-18-21
	防災課	Tel 03-3463-1211
中野区	都市基盤部	中野区中野4-8-1
	防災・都市安全分野	Tel 03-3389-1111
杉並区	危機管理室	杉並区阿佐谷南1-15-1
	危機管理対策課	Tel 03-3312-2111
豊島区	総務部	豊島区南池袋 2-45-1
	防災危機管理課	Tel 03-3981-1111
北区	危機管理室	北区王子本町1-15-22
	危機管理課	Tel 03-3908-1121
荒川区	区民生活部	荒川区荒川 2 - 2 - 3
	生活安全課	Tel 03-3802-3111
板橋区	危機管理室	板橋区板橋2-66-1
	防災危機管理課	Tel 03-3964-1111
練馬区	危機管理室	練馬区豊玉北6-12-1
	危機管理課	Tel 03-5984-2762
足立区	危機管理室	足立区中央本町1-17-1
	災害対策課	Tel 03-3880-5837
葛飾区	地域振興部	葛飾区立石 5-13-1
	防災課	Tel 03-3695-1111
江戸川区	危機管理室	江戸川区中央1-4-1
	防災危機管理課	Tel 03-3652-1151
瑞穂町	住民部	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ
	地域課	崎 2335

		Tel 042-557-0501
日の出町	生活安全安心課	西多摩郡日の出町大字平井
		2780
		Tel 042-597-0511
奥多摩町	総務課	西多摩郡奥多摩町氷川 215
		- 6
		Tel 0428-83-2345
檜原村	総務課 西多摩郡檜原村 467-1	
		Tel 042-598-1011
佐渡市	総務課	新潟県佐渡市千種 232
(新潟県)	防災危機管理室	Tel 0259-63-3111
小千谷市	危機管理課	小千谷市城内2-7-5
(新潟県)		Tel 0258-83-3515

≪医療機関≫

表 2 - 7

名称	担当	当 部	署	連絡先 (所在地等)
国分寺病院				国分寺市東恋ヶ窪4-2-
				2
				Tel 042-322-0123
国分寺南町診療所				国分寺市南町2-11-11
				Tel 042-323-6700
国分寺内科中央病				国分寺市東元町 2-3-19
院				Tel 042-322-0131

≪その他協力機関≫

表 2 - 8

名 称	担 当 部 署	連絡先(所在地等)
東京むさし農業協	国分寺支店	国分寺市東恋ヶ窪4-23-8
同組合		Tel 042 — 324 — 2111
(株) ジェイコム東	西エリア局	小金井市梶野町4-5-1
京		Tel 042 — 301 — 8888
国分寺市民防災推	事務局 (防災安全課)	国分寺市戸倉1-6-1市役所内
進委員会		Tel042-325-0111(内 511)
国分寺市商工会	事務局	国分寺市本多2-3-3
		Tel 042-323-1011

国分寺市社会福祉	事務局 国分寺市戸倉4-14	
協議会		Tel 042-324-8311
国分寺市国際協会	事務局	国分寺市戸倉4-14
		Tel 042-325-3661
公益財団法人		つくば市天久保1-1-1
日本中毒情報セン		Tel 029-856-3566
ター		

≪自主防災組織(防災まちづくり推進地区)≫

表 2 - 9

地区名称	推進組織	所 在 地
高木町	高木町自治会	高木町一~三丁目
本多	本多連合町会	本多一~五丁目
泉町三丁目	泉町三丁目地区連合自治防災会	泉町三丁目
東恋ヶ窪六丁目	東恋ヶ窪六丁目自治会	東恋ヶ窪六丁目
新町	新町地区連合自治防災会	新町一~三丁目
国立団地	国立団地協議会	西町二丁目
戸倉中・西・北	戸倉自治会中・西・北地区防災会	戸倉一~四丁目
西町弁天町	西町弁天町内会	西町二~五丁目
西町友和	西町友和会	西町一丁目
光町北部	光町北部自治会	光町一~三丁目
戸倉東	戸倉自治会東地区防災会	東戸倉一,二丁目
けやき台団地	けやき台分譲団地管理組合	西町四丁目
西恋ヶ窪一丁目	西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会	西恋ヶ窪一丁目
内藤・日吉町	内藤・日吉町地区連合防災会	内藤・日吉町

≪自治会, 町内会, 管理組合≫

表 2-10

名	称	所 在 地
東元町一丁目自治会		東元町一丁目
元町自治会		東元町四丁目
元町親交会		東元町四丁目
東急住宅自治会		東元町三丁目
東松風園東二組		東元町三丁目
国分寺パークハウス管理組	自合	西元町一丁目
西元町二丁目町会		西元町二丁目

黒鐘自治会	西元町四丁目
はけの会	南町一丁目
南町一丁目自治会	南町一丁目
南町二丁目町会	南町二丁目
国分寺南口町会	南町三丁目
南町三丁目花沢台町会	南町三丁目
都営南町3丁目住宅自治会	南町三丁目
本町一・二丁目東町会	本町二丁目
本町二丁目仲町会	本町二丁目
本町二丁目北町会	本町二丁目
本町三丁目東町会	本町三丁目
本町三・四丁目町会	本町三丁目
本町四丁目町会	本町四丁目
国分寺本町4丁目アパート花沢自治会	本町四丁目
本多一丁目東町内会	本多一丁目
本多一丁目西町内会	本多一丁目
本多二丁目東町内会	本多二丁目
本多二丁目西町内会	本多二丁目
本多三丁目南町内会	本多三丁目
本多三丁目北町内会	本多三丁目
本多四丁目東町内会	本多四丁目
本多四丁目西町内会	本多四丁目
本多五丁目東町内会	本多五丁目
本多五丁目西町内会	本多五丁目
ニュー国分寺ハイツ自治会	本多二丁目
押切間いずみ会	泉町一丁目
泉町大和会	泉町一丁目
東松風園中一組	泉町一丁目
東松風園中二組	泉町一丁目
東松風園西一組	泉町一丁目
東松風園西三組	泉町一丁目
マンション国分寺台管理組合	泉町一丁目
押切間和光会	泉町一丁目
若松会	泉町一丁目
泉町親交会	泉町一丁目

松泉会	泉町一丁目
国分寺市泉町二丁目アパート自治会	泉町二丁目
泉町西自治会	泉町三丁目
JR泉町社宅自治会	泉町三丁目
泉町三丁目親和会	泉町三丁目
さつき会	泉町三丁目
泉町三丁目いずみ自治会	泉町三丁目
西国分寺史跡通り住宅管理組合	泉町三丁目
若葉自治会	泉町三丁目
東恋ヶ窪二丁目自治会	東恋ヶ窪二丁目
東恋ヶ窪三丁目自治会	東恋ヶ窪三丁目
東恋ヶ窪四丁目自治会	東恋ヶ窪四丁目
東恋ヶ窪六丁目自治会	東恋ヶ窪六丁目
泉山自治会	西恋ヶ窪一丁目
西国分寺北口自治会	西恋ヶ窪二丁目
西恋ヶ窪一丁目自治会	西恋ヶ窪一丁目
西恋ヶ窪二丁目自治会	西恋ヶ窪一丁目
西恋ヶ窪三丁目自治会	西恋ヶ窪三丁目
西恋ヶ窪四丁目自治会	西恋ヶ窪四丁目
武蔵台自治会	日吉町一丁目
内藤一丁目都営第三アパート自治会	内藤一丁目
内藤一丁目都営第四アパート自治会	内藤一丁目
内藤二丁目自治会	内藤二丁目
内藤睦会	内藤二丁目
東電住宅自治会	内藤二丁目
内藤泉会自治会	内藤二丁目
内藤自治会	日吉町一丁目
フラワーロード自治会	内藤二丁目
日吉町新和会	日吉町二丁目
日吉町清秋会	日吉町二丁目
日吉町二丁目自治会	日吉町二丁目
日吉町町内会	日吉町一丁目
平和台自治会	戸倉一丁目
都営みやこ台自治会	戸倉一丁目
戸倉自治会	内藤二丁目

武蔵野台住宅自治会	戸倉四丁目
岸自治会	東戸倉一丁目
西の原自治会	富士本一丁目
富士本グリーンの会	富士本一丁目
富士本一丁目互助自治会	富士本一丁目
富士本一丁目自治会	富士本一丁目
富士本二丁目自治会	富士本二丁目
富士本三丁目自治会	富士本三丁目
富士本三丁目第2アパート自治会	富士本三丁目
わかば自治会	富士本三丁目
光町南部自治会	光町一丁目
光町北部自治会	光町二丁目
JR光町アパート自治会	光町一丁目
みやま会	西町一丁目
なでしこ会	西町一丁目
西町友和会	西町一丁目
東栄西町自治会	西町一丁目
上谷保自治会	西町一丁目
くぬぎ会	西町二丁目
中藤南会	西町二丁目
あゆみ会	西町二丁目
国立団地協議会	西町二丁目
若草会	西町三丁目
三中前自治会	西町二丁目
三中裏自治会	西町三丁目
けやき台分譲団地管理組合	西町四丁目
西町中藤町会	西町五丁目
西町弁天町内会	西町五丁目
国分寺西町五丁目アパート自治会	西町五丁目
西町さくら会	西町二丁目
高木町自治会	高木町二丁目
新町一丁目睦自治会	新町一丁目
新町一丁目自治会	新町一丁目
新町あけぼの会	新町一丁目
新町えのき会	新町二丁目

新町はづき会	新町二丁目
新町すみれ自治会	新町二丁目
共益新町自治会	新町二丁目
新町三丁目自治会	新町三丁目
新町三丁目親睦会	新町三丁目
鷹の台団地国分寺自治会	北町一丁目
共益東部自治会	北町二丁目
北町四つ葉会	北町四丁目
並木町二丁目さつき会	並木町二丁目
並木町三丁目西部自治会	並木町三丁目
北町公園隣組	北町四丁目
本多連合町会	本多全域
本町南町連合町会	本町・南町全域
恋ヶ窪自治会連合会	東・西恋ヶ窪全域

資料3 地形等

1 位置

図1 東京都における国分寺市の位置(市ホームページより)



2 地形

① 武蔵野段丘,立川段丘の地形

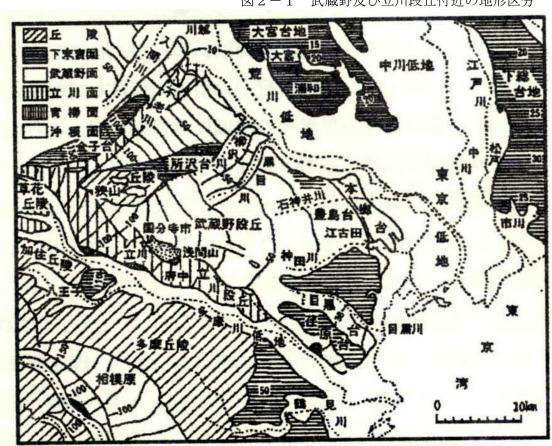
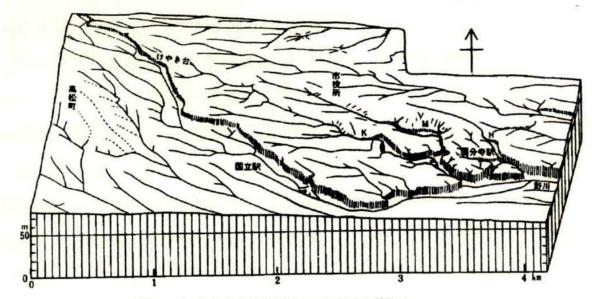


図2-1 武蔵野及び立川段丘付近の地形区分

② 国分寺市の地形

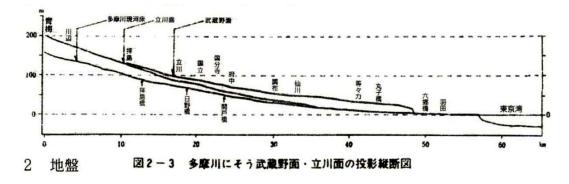
(水平:垂直=1:58)



2-2 国分寺市の地形ブロックダイヤグラム (水平: 垂直=1:6.8) (K:恋ヶ曜谷、M:三ヶ本谷、)

【K:恋ヶ窪谷。M:三ッ家谷。 T:殿ヶ谷戸谷。H:本多谷。】

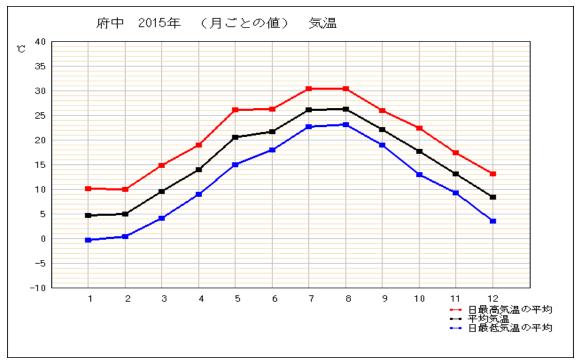
③ 多摩川にそう武蔵野段丘・立川段丘の投影縦断図

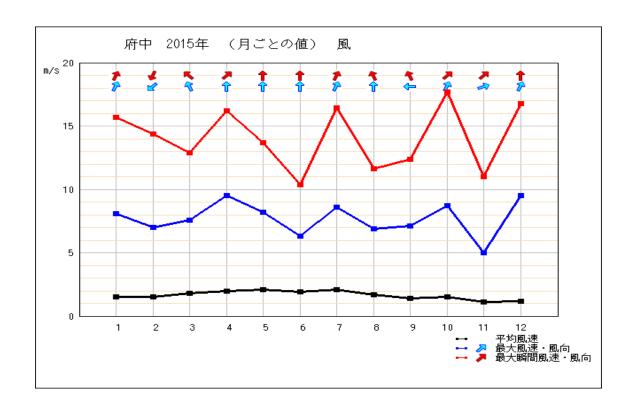


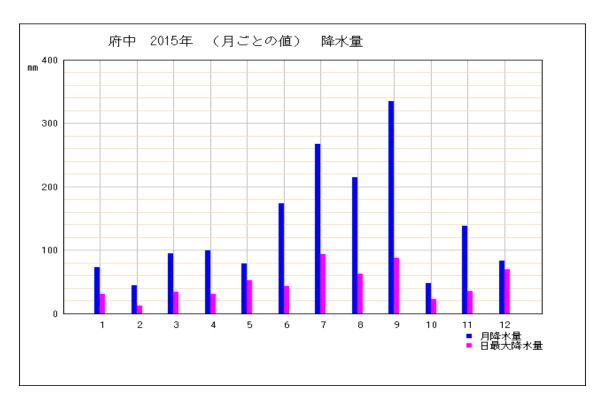
資料4 気象概要

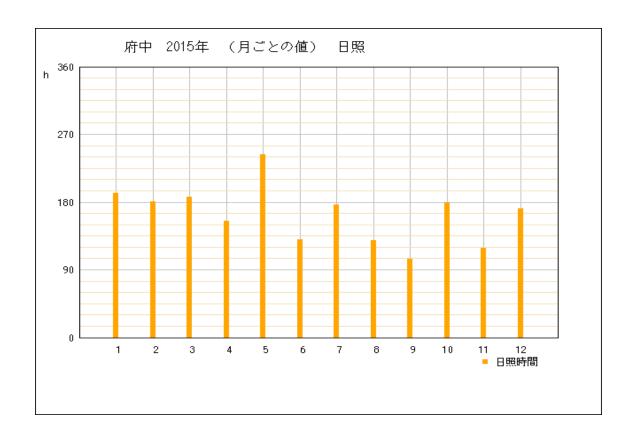
1 平成27年の気象(資料:東京管区気象台 気象統計資料)

図4-1 国分寺市の気象(観測地点:府中観測所 区分:アメダス)









2 平年の気象(資料:東京管区気象台 気象統計資料)

表 4-2 国分寺市の気象 (観測地点:府中観測所 区分:アメダス)

区分	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
月	${}^{\sim}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	m/s	h	Mm
1月	4. 2	9.8	-0.9	1. 2	185. 0	49. 4
2月	5. 0	10.3	0.0	1. 4	169.8	54. 5
3月	8. 2	13. 3	3. 2	1. 7	168. 6	112.4
4月	13. 6	19. 0	8. 5	1. 9	175. 3	122. 1
5月	18. 0	23. 2	13. 3	1. 9	169. 0	129. 4
6月	21. 3	25.8	17. 5	1. 7	122. 5	157.8
7月	25. 0	29. 6	21. 5	1. 7	142.8	162.6
8月	26. 5	31. 4	22. 9	1.8	174. 2	189. 6
9月	22. 7	27. 1	19. 2	1. 4	126.8	224. 6
10月	17. 0	21.7	12.8	1. 1	135.8	187. 5
11月	11. 4	16.6	6.6	1. 1	153. 2	87. 9
12月	6.6	12. 3	1.4	1. 1	179. 4	52. 2
全 年	15. 0	20.0	10. 5	1.5	1914. 0	1529. 7

【平年値:1981~2010年の30年間,日照時間のみは1987~2010年の24年間】

資料5 土地利用, 道路, 建物の概要

1 土地利用

土地利用面積の推移は、下表のとおり昭和 35 年の宅地面積は 35.2% と 3 分の 1 に過ぎなかったが、20 年後の昭和 55 年には 61.7% と 3 分の 2 に達し、農地等の面積とちょうど逆転している。その後も宅地は増加傾向にあり、平成 16 年には 74%、平成 26 年は 77.9% と 4 分の 3 以上を占めている。宅地では住宅が 73.2% と大半を占め、住宅都市としての特徴が現れている。

式 U I 回足員座仇咻仇八豕上地回復▽汀世》(長州・水小印州町 丁畑)												
			宅地		農地等					7 TH F		
年	合計	商業	工業	住宅	その他	小計	田	畑	山林	小計	雑種地	免税点 以下
					: 集落							
昭和 35 年	000 4	0.10	0	101.00	111.05	010 00	2.05	450 54	00.01	505.05	5.54	
: 1960 年	888. 4	3. 16	0	164. 99	144. 85	313. 00	6.05	478. 71	82. 91	567. 67	7. 74	0
構成比	100.0%	0.4%	0.0%	18.6%	16.3%	35. 2%	0.7%	53.9%	9.3%	63. 9%	0.9%	0.0%
昭和 55 年	000 00	15.05		F01 00		F14 00	^	050.01	00.00	000 07	01.00	0.00
: 1980 年	836. 69	15. 05	0	501. 23	0	516. 28	0	259. 81	36. 26	296. 07	21. 36	2. 98
構成比	100.0%	1.8%	0.0%	59. 9%	0.0%	61.7%	0.0%	31. 1%	4.3%	35. 4%	2.6%	0.4%
平成 16 年	015 61	10.85	24. 64	F60 00	0.06	600 64	0	172 05	6 04	100 10	90. 91	9 57
: 2004 年	815. 61	10.85	24. 04	568. 09	0.06	603. 64	0	173. 25	6. 94	180. 19	29. 21	2. 57
構成比	100.0%	1.3%	3.0%	69. 7%	0.0%	74.0%	0.0%	21. 2%	0.9%	22. 1%	3.6%	0.3%
平成 26 年	007.70	10.00	00.10	F00.00	0.07	COO OC		147.00	4.00	151.65	04.04	0.15
: 2015 年	807. 72	12.00	26. 16	590. 86	0.07	629. 09	0	147. 39	4. 26	151.65	24. 84	2. 15
構成比	100.0%	1.5%	3. 2%	73. 2%	0.0%	77. 9%	0.0%	18.3%	0.5%	18. 8%	3.0%	0.3%

表 5-1 固定資産税課税対象土地面積の推移(資料:東京都統計年鑑)

2 道路

市内の道路の総延長は、平成 28 年 4 月 1 日現在 226.949km(市資料)であり、このうち 5.5m 未満の道路が 161.714km で全体の 7 割を占め、総延長の約 6 割が未改良道路となっている。(表 5-2)

また、東京都は緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定している。(表5-3)

表 5 - 2 幅員別道路現況

(各年4月1日)

○改良済

	総	数	5.5m 未満		13m 未満		13m 以上	
年 次	延長 (m)	面積(㎡)	延長 (m)	面積(㎡)	延長 (m)	面積(㎡)	延長 (m)	面積(㎡)
平成24年	88, 031	578,618	67, 394	362, 228	20, 186	206, 163	451	10, 228
25	88, 302	580, 252	67, 646	363, 739	20, 205	206, 285	451	10, 228
26	88, 537	581, 881	67, 833	365, 059	20, 253	206, 594	451	10, 228
27	88, 735	582, 748	68, 136	367, 490	20, 216	207, 005	383	8, 253
28	88, 757	583, 170	68, 100	367, 353	20, 274	207, 564	383	8, 253

〇未改良

	総	数	3.5m 未満 5.5m 未満 5.5m 以		5.5m 未満		以上		
年 次	延長	面積(㎡)	延長	面積(㎡)	延長	面積(㎡)	延長	五律(2)	
	(m)	凹傾(III <i>)</i>	(m)	凹傾(III <i>)</i>	(m)	凹傾(III <i>)</i>	(m)	面積(m²)	
平成24年	139, 219	549, 944	95, 501	282, 505	35, 305	192, 354	8, 412	75, 085	
25	138, 770	549, 566	94, 865	281, 118	35, 488	193, 330	8, 417	75, 118	
26	138, 410	549, 777	94, 399	280, 719	35, 617	194, 057	8, 394	75, 001	
27	138, 327	552, 820	93, 842	280, 411	35, 679	193, 823	8,806	78, 586	
28	138, 192	553, 603	93, 614	279, 987	35, 732	194, 087	8,846	79, 529	

表 5 - 3 災害時緊急活動道路

名 称	主な路線			
特定緊急輸送道路	杉並あきる野線、所沢府中線、国立停車場恋ヶ窪線			

3 建物

本市における建物の概況をみる(平成 28 年 1 月 1 日現在の課税台帳データの集計)。建物総数は約 3 万 1 千棟で,この約 8 割を木造住家建物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造(以下,軽量 S 造という)で約 2 千 8 百棟,鉄筋および鉄筋鉄骨コンクリート造(同,R C 造)約 2 千 2 百棟,鉄骨造(同,S 造)約 1 千 2 百棟となっている。住家と非住家の割合を見ると,木造はほとんどが住家となっている。軽量 S 造は 83%,R C 造 68%,S 造 58%が住家となっている。R C 造や S 造では,公共建物や事務所,または倉庫などの用途が多くなっている。(表 5 -4,図 5 -1)

		五0 4	111年2011年30) L TT SV 11 17 T	D7 1/1 3/1/2 U	×π.1Ω 1.1 Π
1 #.\ /.		割合 (%)				
構造	住家	非住家	計	住家	非住家	計
木造	24140	339	24479	77. 1%	1.1%	78. 2%
軽量S造	2361	453	2814	7. 5%	1.4%	9.0%
S造	745	536	1281	2.4%	1. 7%	4. 1%
RC造	1545	698	2243	4. 9%	2.2%	7. 2%
その他	319	177	496	1.0%	0.6%	1.6%
計	29110	2203	31313	93.0%	7.0%	100.0%

表 5 - 4 構造別住家・非住家別建物棟数及び建物割合

構造	-	割合 (%)	割合 (%)			
押 坦	住家	非住家	計	住家	非住家	計
木造	82.9%	15. 4%	78. 2%	98.6%	1.4%	100.0%
軽量S造	8.1%	20.6%	9.0%	83.9%	16. 1%	100.0%
S造	2.6%	24. 3%	4. 1%	58. 2%	41.8%	100.0%
RC造	5. 3%	31. 7%	7. 2%	68.9%	31.1%	100.0%
その他	1.1%	8.0%	1.6%	64.3%	35. 7%	100.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	93.0%	7.0%	100.0%

^{*)} 住家合計棟数及び非住家合計棟数に対する割合

^{*)} 全建物棟数に対する割合

^{*)} 構造ごとの建物棟 数に対する割合

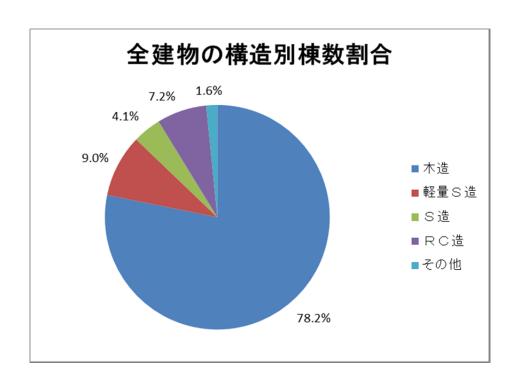


図5-1 建物構造別割合

資料6 関係機関との協定一覧

≪災害時の協定≫

表6-1 災害時における関係機関との協定

協定団体	協定内容	締結日
国分寺市医師会	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和 57 年 11 月 1 日
		平成 24 年 10 月 1 日
府中市, 国立市	府中市, 国分寺市及び国立市に係る消防の相	昭和59年11月30日
	互応援に関する協定書	
佐渡市	姉妹都市災害相互応援協定書	平成元年 4 月 26 日
東京都市町村防災事務連絡協	震災時等の相互応援に関する協定書	平成8年3月1日
議会 30 市町村		
国分寺市米穀小売商組合	災害時における米穀供給に関する協定書	平成9年9月1日
国分寺郵便局	災害時における協力に関する協定書	平成9年11月7日
東京都立国分寺高等学校	避難所施設利用に関する協定書	平成 10 年 2 月 20 日
国分寺市建築組合	災害時における応援対策活動に関する協定	平成10年9月1日
	書	
国分寺市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成10年9月1日
	書(細目,覚え書含む)	
国分寺市薬剤師会	災害時の医療救護活動についての協定書(細	平成 10 年 12 月 1 日
	目, 覚え書含む)	
立川市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成12年3月1日
国分寺建設業協会	災害時における応急対策活動に関する協定	平成13年3月1日
	書	
国分寺市接骨師会	災害時における応急救護活動及び応急援護	平成 13 年 12 月 1 日
	に関する衛生材料提供、労務支援に関する協	
	定書	
東京むさし農業協同組合	災害時における農地の使用及び生鮮食料品	平成14年8月1日
	の調達に関する協定書	
立川市	立川市, 国分寺市に係る消防の相互応援に関	平成14年8月1日
	する協定書	
国立市・小平市・小金井市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成 15 年 10 月 3 1 日
国分寺市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する	平成18年5月1日
	協定書	

株式会社ジェイコム東京	災害時における災害情報の放送等に関する 協定書	平成 18 年 5 月 1 日
東京都理容生活衛生同業組合	災害時における理容活動に関する協定書	平成 19 年 11 月 1 日
小金井支部		
株式会社イトーヨーカ堂	災害時における物資の供給に関する協定書	平成 19 年 12 月 20 日
小金井市・小平市	小金井市, 小平市, 国分寺市に係る消防の相	平成 20 年 3 月 25 日
	互応援に関する協定書	
国分寺市管工事組合	災害時における応急給水及び上下水道の応	平成20年4月1日
	急復旧に関する協定書	
国分寺消防署	非常通信の運用に関する協定書	平成20年4月1日
生活協同組合コープ東京	災害時における物資の供給に関する協定書	平成 20 年 8 月 19 日
エフエムラジオ立川株式会社	災害時における災害情報の放送業務に関す	平成 22 年 7 月 22 日
	る協定書	
東京経済大学	地区防災センターの管理運営に関する協定	平成 23 年 4 月 1 日
東京都下水道局流域下水道本	災害時における水再生センターへのし尿搬	平成 23 年 11 月 14 日
部	入及び受入れに関する覚書	
東京土建	災害時における応急対策活動に関する協定	平成 24 年 1 月 13 日
	書	
JR国分寺駅・JR西国分寺駅	地震災害時における帰宅困難者対応に関す	平成 24 年 4 月 24 日
	る覚書	
国分寺市軟式野球連盟少年の	災害時における地区防災センターの運営支	平成 24 年 5 月 11 日
部	援協力に関する協定書	
多賀城市	災害時相互応援に関する協定書	平成 24 年 8 月 24 日
東京都獣医師会多摩東支部	災害時の動物救護活動についての協定書	平成 24 年 8 月 24 日
(国分寺地区防災担当部)		
NPO法人国分寺ハンディキ	災害時における避難搬送協力に関する協定	平成 24 年 10 月 9 日
ャブ運営委員会	書	
太宰府市	災害時相互応援に関する協定書	平成 24 年 10 月 22 日
飯山市	災害時相互応援に関する協定書	平成 24 年 11 月 14 日
私立認可保育園運営法人	災害時における被災乳児等の緊急受入れに	平成 25 年 2 月 15 日
(福) 浴光会,(福) 日吉会,	関する協定書	
(福) 千春会, (福) 桑の実会,		
(福) 国立保育会,(株)こど		
もの森、(株)日本保育サービ		
ス、(福) つくしんぼ共同保育		

会,(福)じろう会,(福)森友		
会		
障害サービス事業者	災害時における障害者(児)の支援に関する	平成 25 年 2 月 15 日
(福) けやきの杜, (福) なな	協定書	
えの里, 東京ろう重複者とあゆ		
む会, N P O 法人 Ann B		
ее, (福) はらからの家福祉		
会, NPO法人 Ohana,		
(福)コロロ学舎 ET教室,		
(福) 万葉の里		
奈良市	災害時相互応援に関する協定書	平成 25 年 2 月 25 日
府中市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成 25 年 6 月 15 日
私立認可保育園運営法人	災害時における被災乳児等の緊急受入れに	平成25年7月1日
(福) 大樹の会	関する協定書	
有限会社オートルック	災害時における車両提供に関する協定書	平成 25 年 11 月 26 日
NPO法人健康体操指導ワー	災害時における被災者の運動支援に関する	平成 26 年 1 月 30 日
カーズ	協定書	
東京多摩葬祭業協同組合	災害時における葬祭用品の供給等に関する	平成26年2月4日
	協定書	
東京都石油商業組合多摩東支	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 26 年 2 月 4 日
部	書	
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定書	平成 27 年 1 月 23 日
国分寺市植木組合	防災兼用農業井戸の設置及び使用に関する	平成 27 年 1 月 27 日
	協定書	
株式会社サンドラッグ	災害救助物資の緊急調達に関する協定書	平成 27 年 6 月 29 日
(福)浴光会	災害時における高齢者の支援に関する協定	平成 27 年 11 月 18 日
	書	
国分寺市医師会	国分寺市災害医療コーディネーターに関す	平成 27 年 12 月 3 日
	る協定書	
医薬品卸売業者	災害時における医薬品等の調達業務関する	平成28年3月1日
株式会社メディセオ, アルフレ	協定書	
ッサ株式会社,株式会社スズケ		
ン, 東邦薬品株式会社, 株式会		
社バイタルネット, 酒井薬品株		
式会社		

武州交通興業株式会社	災害時における車両提供に関する協定書	平成 28 年 8 月 10 日
社会福祉法人 村山苑(日吉保	災害時における被災乳幼児等の緊急受入れ	平成 28 年 8 月 31 日
育園)	に関する協定	
マイキャリアクラス(株)(キャ	災害時における被災乳幼児等の緊急受入れ	平成 28 年 10 月 14 日
リー保育園国分寺)	に関する協定	

≪その他協定≫

表6-2 防災まちづくり推進地区協定

No.	協定の名称	締結先
1	国分寺市防災まちづくり推進地区協定書	高木町自治会
2	同上	本多連合町会
3	同上	泉町三丁目地区連合自治防災会
4	同上	東恋ヶ窪六丁目自治会
5	同上	新町地区連合自治防災会
6	同上	国立団地協議会
7	同上	戸倉自治会(中・西・北)地区
8	同上	西町弁天町内会
9	同上	西町友和会
10	同上	光町北部自治会
11	同上	戸倉自治会東地区
12	同上	けやき台分譲団地管理組合
13	同上	西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会
14	同上	内藤・日吉町地区連合防災会

[※] 地区の区域は、「資料 12 推進地区図」を参照。

資料7 備蓄物資の品目一覧

(平成28年3月1日現在) 表7

			(平成 20 平 3 月	1 口况任) 衣 7
No.	品名	種別	規格	数量
1	アルファ米	食料品	50 食入	1, 230
2	おかゆ	同上	50 食入	581
3	パン	同上	50 食入	508
4	ビスケット	同上	80 食入	432
5	栄養機能食品	同上	3食入	9,000
6	けんちん・とん汁	同上	60 食入	24
7	3日間食糧セット	同上	27 食入	225
8	保存飲料水	飲料水	20×6本入	4, 195
9	保存飲料水	同上	1.50×8本入	5, 093
10	体育館用シート	資器材		275
11	災害用簡易トイレ	同上		461
12	災害用トイレ汚物処理剤	同上		39, 456
13	毛布	同上	真空圧縮	5, 495
14	ろうそく	同上		849
15	食器	同上		9, 900
16	簡易テント	同上		88
17	テント	同上		25
18	発電機	同上		93
19	投光器	同上		84
20	ガソリン缶	同上		206
21	レスキューキット	同上		59
22	リヤカー	同上		18
23	炊出し釜	同上		32
24	炊飯袋	同上		173, 500
25	無菌浄水器	同上		37
26	車いす対応仮設トル	同上		14
27	仮設トイレ	同上		16
28	ブルーシート	同上		1,550
29	担架	同上		45
30	救急医療セット	同上		15

31	救急箱	同上		123
32	車両積載用給水タンク	同上		34
33	LED電灯	同上	(電池含)	1, 260
34	おむつ	同上		24, 426
35	生理用品	同上		90, 000
36	ベビーローション	同上		720
37	カイロ	同上		17, 000
38	マスク	同上		6, 800

資料8 関係報道機関一覧

≪報道機関≫ 表8

▼ 報 担 饿 送 //		衣 8
名称	担当部署	連絡先(所在地等)
朝日新聞	立川支局	立川市曙町2-38-5
		Tel 042-524-5104
毎日新聞	立川支局	立川市錦町1-1-24
		Tel 042-527-5050
東京新聞	立川支局	立川市曙町1-13-11
		Tel 042-524-0061
読売新聞	立川支局	立川市曙町1-27-10
		Tel 042-523-4477
産経新聞	多摩支局	立川市曙町2-31-15
		Tel 042-524-3166
日本放送協会	多摩報道室	立川市曙町2-22-20
(NHK)		Tel 042-523-5328
共同通信	東京支社	港区東新橋1-7-1
		Tel 03-6252-8000
日本経済新聞	多摩支局	立川市富士見町6-63-3
時事通信社	立川支局	立川市曙町2-9-1
		Tel 042-525-5022
TBSテレビ		港区赤坂 5 - 3 - 6
		Tel 03-3746-1111
 日本テレビ		八王子市本町 24-8
(NTV)		Tel 042-625-0631
テレビ朝日		港区六本木6-9-1
		Tel 03-6406-1111
フジテレビ		港区台場 2-4-8
		Tel 03-5500-8888
日刊工業新聞	西東京支局	立川市曙町2-38-5
		Tel 042-524-5721
東京メトロポリタ	多摩ニュースセンター	立川市錦町1-10-25
ンテレビジョン		Tel 042-526-1440
ジェイコム東京	西エリア局	小金井市梶野町4-5-1
1		•

資料 9 国分寺市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第40条(市町村協議会の組織)第8項の規定に基づき、法に定めるもののほか、国分寺市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(委員の定数)

第3条 協議会の委員の定数は、36人以内とする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじ め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は, 会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正) 2 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例(昭和40年条例第45号)の一部を次のように改正する。 別表第2中

国分寺市防災会議委員 9,500円

Γ

Γ

国分寺市防災会議委員	9,500円
国分寺市国民保護協議会	9,500円

に

を

改める。

資料10

国分寺市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(条例への委任)及び法第183条(準用)において準用する法第31条の規定に基づき、法に定めるもののほか、国分寺市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び国分寺市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(組織)

- 第3条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補 佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を 代理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長,副本部長及び本部員のほか,必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は国分寺市職員(以下「市職員」という。)のうちから市 長が任命する。

(会議)

- 第4条 本部長は,国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため,国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織) 第6項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席さ せたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第5条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長,国民保護現地 対策本部員その他の職員を置き,副本部長,本部員その他の職員のうち から本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、国分寺市緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

資料11 動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室,農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと 併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律 第105号)第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害 を加えるおそれがある動物(以下「危険動物」という。)等の所有者、 飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確 化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地 域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管 の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が 実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体 との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ (おり) 等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組 (関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等) を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と 連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を 行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害 が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地 域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷し た家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・ 助言等の必要な措置を実施すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の 精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又 は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場 合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助 言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

資料12 救援の程度及び方法の基準

根拠法令	求	女援の	種類	対 象	費用の限度額						備	考			
			避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により 現に被害を受け、若しくは被害を 受けるおそれのある者を収容する もの	1人1 (加算 冬期(1	設置 日当り 算額) 0-3月	320	月以内		めの賃金 用謝金、 光熱水質	金職員等原 器物の位 費並びに位	雇上費、 使用謝金、 反設便所	置、維持及び 消耗器材費、 、借上費又は 等の設置費 た場合は、通	建物の使購入費、	
I	収容施設の供与	避難所	長期避 難住宅 の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	を標 2 2 3 3 (3 (3 (4 (5 (5 (5 (5 (5 (5 (5 (5 (5	当準度,置本 『期 りと額 6 費額 : 額(10	トる。 1戸当 50,0)1人1 320円) -3月)	00円以 日当り	内	の 計 熱 2 第 2 第 2 第 2 第 2 第 2 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	職員等雇品 器物の使り 可で概ねっ を設置可。 話に配慮 と と と と と と と と と と に に に と と と に と た と と と と	上費、消 用謝金、 50戸以 50戸以 を要介護 で賃貸住	、維持及び管 耗器材費又は難 性上費工した場 で関する で関する を表 を表 で で で で で で で を で に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	物の使用 入 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
			応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1戸 を標 2 限	当り 準とす 度額	^ト る。 1戸当	´㎡(9♯ り 00円以		等施設 ² 2 生 ² るため、 する 3 これ	を設置可。 舌に配慮。 老人居等 投を設置す	規模、 を要する 宅介護等 可 て賃貸住	上設置した場費用は別に定高齢者等を複向きの構造・	数収容す設備を有	
П	炊き出し その他に よるを与及 び飲料水		炊きせん とそに と の に 会 に の 給 ら る に る の お ら ろ ら ろ ら ろ ら ろ ら ろ ら ろ ら ろ ら ろ ろ ろ ろ	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被 害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻 撃災害により住家に被害を受け避 難する必要のある者	1人1日(3食)当り 1,110円以内						食、副食》		等経費 ることができ	る現物に	
	の供糸	合	飲料水 の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻 撃災害により現に飲料水を得るこ とができない者	当該地	域にお	おける通	常の実費			上費、修約		水に必要な機 燃料費並びに		
		皮服、寝具その他		避難指示に基づく避難又は武力攻 3、寝具その他 撃災害により、生活上必要な被		り下表 2 季	1 季別、世帯区分により一世帯当た り下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季と し、給与等日をもって決定				イローハ	目の範囲に 被服、寝 日用品 次事用具 光熱材料		の回り品	
	生活・スは貧		の給与	服、寝具その他生活必需品を喪失 又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		世本	夏	1人 18,400 円以内 30,400	円以内	3人34,900円以内55,000	4人 41,800 円以内 64,300	5人 53,000 円以内 80,900	1 人増す ごとに加算 7,800円 以内 11,000円		
							冬	30, 400 円以内		55,000 円以内	64,300 円以内	80,900 円以内	以内		

IV		医療の提供及、	医 療	避難指示に基づく避難又は武力攻 撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療 器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(マッサージ、はり等)における医療の実施可 ○次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		び 助 産	助産	避難指示に基づく避難又は武力攻 撃災害により助産の途を失った者	 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額 	○次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 4 病院又は診療所への収容 5 看護
,	V 被災者の捜索 及び救出		45.47.1	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費 又は購入費、修繕費及び燃料費
7	⁄Ι	埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	一体当り 大人 210,400円以内 小人 168,300円以内	○死体の応急的処理程度ものを行う○原則として棺又は棺材の現物をもって行う○次の範囲内で実施1 棺(附属品を含む。)2 埋葬又は火 (賃金職員等雇上費を含む。)3 骨つぼ又は骨箱
V	Л	電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻 撃災害により、通信手段を失った 者	当該地域における通常の実費	○電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
	1	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1世帯当り 576,000円以内	○居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施○現物をもって実施
VIII	2	学用品0)給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	正規授業で使用する教材実費	○避難指示が長期間解除されない場合又は武力 攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に 応じ再実施可 ○小学校児童・中学校生徒 盲、聾、養護学校の小学部児童、中学部生徒 及び中等教育学校前期課程生徒 ○高等学校等生徒 高等学校(定時・通信制含む。)、中等教育 学校後期課程、盲、聾、養護学校の高等部、高 等専門・専修・各種学校の生徒

		死体の捜索及び処理		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	弁艇その他捜索のための機械、器具等の借上費 又は購入費、修繕費及び燃料費
√III	3		死体の 処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、 死体に関する処理(埋葬を除 く。)	1 洗浄、縫合、消毒等	○ 次の範囲で実施1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置2 死体の一次保存3 検案(原則として救護班において実施)
		武に住そにた竹で生しをての力よ居の運土木、活い及いの攻っ又周ば石等日に支ぼる除撃ては辺れ、 常著障しも去	障害物 の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 134,800円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機 械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金 職員等雇上費等
		救援	のための!	輸送費及び賃金職員等雇上費	当該地域における通常の実費	 1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者捜索、救出 4 死体捜索、処理 5 救済用物資の整理配分

- ※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号)」(以下「基準告示」という。)において示さ れている内容を整理したものである。
- ※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。
- ※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別基準を定める。(基準告示第1条第2項)
- ※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定 について意見を申し出ることができる。(基準告示第1条第3項)

参考

国民保護法第75条(救援の実施)

第3項 救援の程度、方法及び機関に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条(救援の程度、方法及び期間)

- 第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条1項の基準を勘案して、あらか じめ、厚生労働大臣が定める。
- 第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示〔救援の指示〕があった日(法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援んを実施した場合]にあっては、その救援を開始した日)から厚生労働大臣が定める日までとする。

資料13 安否情報様式

様式1

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(年月日時分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本その他(
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
①連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居人からの照会があれば、①~⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで、ください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
④①~⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで	同意する
ください。 ※備考	1.476.0

(注1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他の必要情報	
⑩①~⑩を親族・同居人・知人以外の者からの 照会に対する回答又は公表することについて、	同意する
同意するかどうか○で囲んでください。	同意しない
※備考	

(注1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人ついては、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2)親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行ないます。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注5)⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告年月日 年 月 日 時 分

市長村名

	①氏名	②フリガナ	③生年月日	④性別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を特	⑧負傷(疾病)の	⑨負傷又は疾病	⑩現在の	⑪連絡先その他の必要情報	⑫親族・同居者へ	⑬知人への回答	⑪親族・同居者・	備考
							定するための情報	該当	の状況	居所		の回答の希望	希望	知人以外の者へ	
														の回答又は公表	
														の同意	
I															
ŀ															

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③生年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しないものに限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫~⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報収集照会書

						午	月	Ħ
総務	大臣							
(都違	直府県矢	口事)	殿	ţ				
(市	可时村县	툳)						
					申請者			
					住所(居所)			
					<u>氏名</u>			
					武力攻撃事態等における国民の保護ための措置に関する法律第9 全をします	5条第	1項の	規定
照会	する理師	由			①被照会者の親族又は同居人であるため			
(();	を付けて	てく	ださい	/ \ ₀	②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民であるため)		
30	場合理師	由の	記入	を	③その他			
お願い	いしまっ	す)			()	
備				考				
被	氏			名				
被照会者を特定するために	フ	リ	ガ	ナ				
者を失	生	年	月	日				
特定	性			別				
るた	住			所				
	国			籍	日本 その他			
必要が					()			
必要な事項	その化	也個。	人を記	哉別				
欠	するた	こめの	の情報	段				
* #	申請る	者(の確	認				
※	带			考				

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「生年月日」欄は、元号表記によりお願いします。
 - 4 ※印の欄には、記入しないでください。

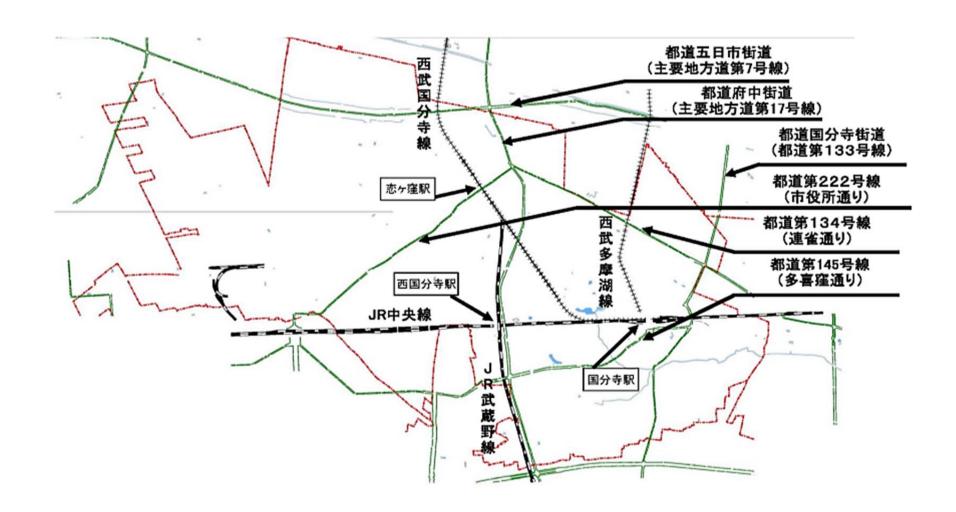
安否情報収集回答書

						年		月	日
				殿					
							j	総務	大臣
						(者	『道斥	牙県知]事)
							(市	可町村	け長)
3	年	月 日代	けで照会	があって	と安否情報について、下記のとおり回答します	0			
避難	住民に	該当するか	否かの	別					
武力	攻擊災	害により列	E亡し又	は負					
傷し	た住民	に該当する	らか否か	の別					
	氏			名					
	フ	IJ	ガ	ナ					
	生	年	月	目					
	性			別					
4r 1 2	住			所					
被照会者	国			籍	日本 ()			その)他
	そのの	他個人を記 情		ため 報					
	現	在の		所					
	負傷	易又は疾	病の	状 況					
	連絡	み先 その (他 必 要	情報					

備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」「負傷」又は「非該当」と記入すること
- 3 「生年月日」欄は、元号表記によりお願いします。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料14 路線図



資料15 国分寺市防災まちづくり推進地区

国分寺市防災まちづくり推進地区 概要図

